

大阪府立水都国際中学校・高等学校

一般廃棄物収集運搬処理業務委託選定

仕様書

本業務は、受注者が、大阪府立水都国際中学校・高等学校の廃棄物保管場所から一般廃棄物を収集運搬し、処理施設において処分を行うものであり、業務履行にあたっては、次の事項を十分に留意すること。

1 対象物件

物 件 名 : 大阪府立水都国際中学校・高等学校
所 在 地 : 大阪市住之江区南港中3丁目7-13
規 模 : 生徒数 約710名 教職員数 約80名
業 務 : 学校教育

2 期間内収集運搬・処分予定量

一般廃棄物の収集運搬・処分 約 36,000kg

※ ただし、契約量は、あくまでも予測により算出した予定量であるため、この量を上回ることも下回ることもある。よって、収集運搬・処分を確約したものではない。

3 収集運搬期間

2026年4月1日から2027年3月31日までの期間とする。

4 収集計画の作成

受注者は、契約締結後、速やかに発注者の担当職員と打ち合わせし、その指示に従い学校長と協議・調整のうえ、収集日、収集時間、使用車両・機材等を決定し、担当者に承認を得ること。

また、受注者は、業務担当者及び責任者を記載した「業務担当者届」（別紙添付様式）を発注者（担当者）に提出すること。なお、変更があった場合は、その都度、同様式により報告すること。

5 業務内容

(1) 収集場所

別紙「平面図」のとおり

(2) 収集回数

一般廃棄物は2回／週（定日収集。ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。※祝

日の場合は代替日に収集すること）とし、学校と調整のうえ、決定すること。

ただし、校庭の樹木の剪定ごみや木製の大型ごみなど（事業系一般廃棄物の範囲内）の廃棄物が生じた場合や、学校行事等による代休が定日収集日に当る場合は、その都度学校長からの臨時収集を依頼する事があるので、学校と調整のうえ、収集すること。

(3) 収集時間

収集時間は午前7時から午後4時までの間を基本とし、生徒の登下校の状況に考慮し決定すること。

(4) 収集方法

学校の指定する廃棄物保管場所から一般廃棄物を積み残しのないよう収集すること。なお、中学校においては、給食残渣保管所から収集すること。

また、常に清潔で安全に収集を行い、廃棄物が周辺に散乱することのないよう心がけ、周辺に散乱させた場合は速やかに清掃を行い清潔の保持に努めること。特に、生徒の安全確保については、格段の配慮を行うこと。

収集作業時の収集車両の駐車スペース等、事前に学校長と十分協議すること。

(5) 処理方法及び処理施設

収集した一般廃棄物は、速やかに次の指定された処理施設へ搬入すること。搬入にあたっては、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設の受入基準」を遵守すること。

【処理施設】

- ① 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上に準じて、舞洲工場とする。
- ② 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※2）

(※1) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。

(※2) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。

(6) その他

- ① 契約期間内に許可期限が切れる場合においては、更新後、速やかに大阪市一般廃棄物収集運搬業許可書（写し）を提出すること。

受注者は契約締結後、本委託業務着手までに、収集作業に使用する車両の「使用予定車両届」（別紙添付様式）及び必要書類〔車検証（写し）、車両写真（前姿：車両の登録番号が写っているもの、側姿：一般廃棄物収集運搬車両の場合は大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者の車体表示が写っているもの）、借受け車両の場合は所有者の使用承諾書〕を発注者に提出のうえ、承認を得ること。

受注者は、承認を得た車両以外の車両を収集運搬に使用してはならない。

なお、使用予定車両に変更があった場合、受注者は速やかに「使用予定車両変更届」（様式の指定なし）及び必要書類〔減車については変更届のみ、増車・

入替えについては車検証（写し）、車両写真（側姿：一般廃棄物収集運搬車両の場合は大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者の車体表示が写っているもの）、借受け車両の場合は所有者の使用承諾書]を発注者に提出のうえ、承認を得ること。

- ② 受注者は、収集運搬に使用する車両が大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者からの借受け車両である場合は、当該許可業者の大阪市一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載されていない車両（大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者の承認車両でない車両）でなければならない。
- ③ 受注者は、収集作業に際しては児童生徒の安全確保に努めるとともに、児童生徒をはじめ近隣住民に不安・不快感を与えないよう細心の注意を払うこと。
- ④ 受注者は、本業務において、第三者との事故・問題が発生した場合は、受注者の責任により誠意を持って解決にあたるとともに、その経過、内容を速やかに発注者の担当職員に連絡し、指示に従うこと。

6 関係法令の遵守

業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例、同規則、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令・規則等を遵守するとともに、大阪市の定める大阪市一般廃棄物処理基本計画、同実施計画に従って誠実に業務を履行すること。

また、最低賃金法、労働基準法等関係法令を遵守しなければならない。

7 運搬費用、一般廃棄物の処理手数料及び使用機材等の負担

本業務に使用する運搬用具・機材等、また処理施設における一般廃棄物処理手数料及び高速道路通行料等は一切、受注者の負担とする。

8 損害の負担

受注者の故意又は過失により、処理施設・その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。

また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

9 従事者の研修

受注者は、従業員がさまざまな人権問題について正しい知識を持って業務を遂行するよう適切な研修を実施すること。

10 請負金額の払い

受注者は、月毎の収集運搬にかかる実績に基づき、出来高部分（一般廃棄物の処分量）に契約単価（税込）を乗じた金額について支払いを請求することができる。

11 単価契約

本業務にかかる契約は単価契約とする。

この契約単価は、本業務にかかる運搬費用、使用する運搬用具・機材等にかかる費用、及び処理施設における一般廃棄物処理手数料、阪神高速道路通行料等、受注者が負担する全ての費用を含めたもので、10kgあたりの単価（税込）とする。

12 再委託について

本業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等一般廃棄物の収集運搬業務

13 その他

契約後における仕様書上の疑義については、発注者の解釈によるものとする。なお、仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者の間で協議するものとする。

14 担当者

学校法人 大阪YMC A 大阪府立水都国際中学校・高等学校 指定管理運営法人

担当者 日出・村上

住所：〒559-0033 大阪市住之江区南港中 3 丁目 7-13

TEL：06-7662-9600 E-mail：suitokokusai-koubo@suitokokusai.org

*電話でのお問い合わせは受け付けておりません。